

独占的利用許諾構成と出版権的構成の比較

独占的利用許諾構成と出版権的構成を比較するにあたって、以下のとおり、両者で違いが生じる可能性のある点について検討の視点を整理した。

1. 独占的ライセンスの種類

- 独占的利用許諾構成の場合、独占的ライセンスの種類としては、出版権と独占的利用許諾構成における独占的利用権の2つとなる¹。
- 出版権的構成の場合、独占的ライセンスの種類としては、出版権的構成における独占的利用権（及び出版権）と第三者に対し独占性を対抗するための対抗制度や差止請求権の制度がない独占的利用許諾の2つ（あるいは出版権を含めて3つ）となる。
- この点、第三者に対し独占性を対抗するための対抗制度や差止請求権の制度がない独占的利用許諾という選択肢を確保する必要性、実務的な影響といった観点からどのように考えるか。

2. 対抗制度の対象について

- 独占的利用許諾構成においては、独占性のみを対象とする対抗制度を導入することになる。利用権については、第63条の2の当然対抗制度の対象となる。
- 出版権的構成においては、利用権と独占性が一体となった権利についての対抗制度を導入することになる。
- 以上の違いから、独占的ライセンス契約締結後に著作権が譲渡され、独占的ライセンシーが当該独占的ライセンスについて対抗要件を具備する前に著作権移転の登録がなされた場合に、結論に違いが生じる可能性がある（別紙参照）。この点、実務的な影響等の観点からどのように考えるか。

3. 柔軟な権利設定

- 柔軟な権利設定が可能かという点（例えば、どこまで細分化して権利設定が可能かという点）について、独占的利用許諾構成と出版権的構成において違いがあるか。

¹ なお、独占的利用許諾構成における独占的利用権について、当該権利に基づく差止め契約上の制限をかけた場合でも、独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度において規定する独占ライセンスの定義に該当する限りは、当該独占的ライセンスも当該各制度の対象となり、当該契約上の制限は、債権的な制限に留まるものと考えられる（令和2年度審議経過報告書25頁の注41参照）。

- 著作権の一部譲渡における議論では、著作権法上、著作権の一部の譲渡が認められているが（第61条第1項）、他方で、取引の安全の確保、法律関係の複雑化の回避という観点から、著作権（支分権）をどこまで細分化して譲渡できるか、については一定の限界があるのではないかとの議論がある²。その議論とも比較してどのように考えるか。
- 例えば、仮に独占的ライセンスの場合、著作権の一部譲渡の場合よりも細分化することが許容される余地があるとするのであれば、その理由は独占的利用許諾構成と出版権的構成いずれにも妥当するか。

4. 法制面での説明の難易

- 民法、特許法その他の法令との整合性等の法制面での説明の難易という観点から、独占的利用許諾構成と出版権的構成の違いをどのように考えるか。
- 例えば、差止請求権の制度導入の正当化根拠という点では、独占的利用許諾構成では、「民法を含めた法体系全体との整合性、独占的ライセンスと不動産賃借権における権利の対象の性質の違い等を含め、法制的な観点から、更なる検討・整理が望まれる。」として、課題が指摘されていた³。他方、出版権的構成においては、既に類似の制度として出版権や特許法における専用実施権の制度が存在することから、独占的利用許諾構成に比べると他法令との整合性等について説明がしやすい可能性がある。
- その他の論点でも独占的利用許諾構成と出版権的構成で法制面での説明の難易に違いが生じる点がないか。

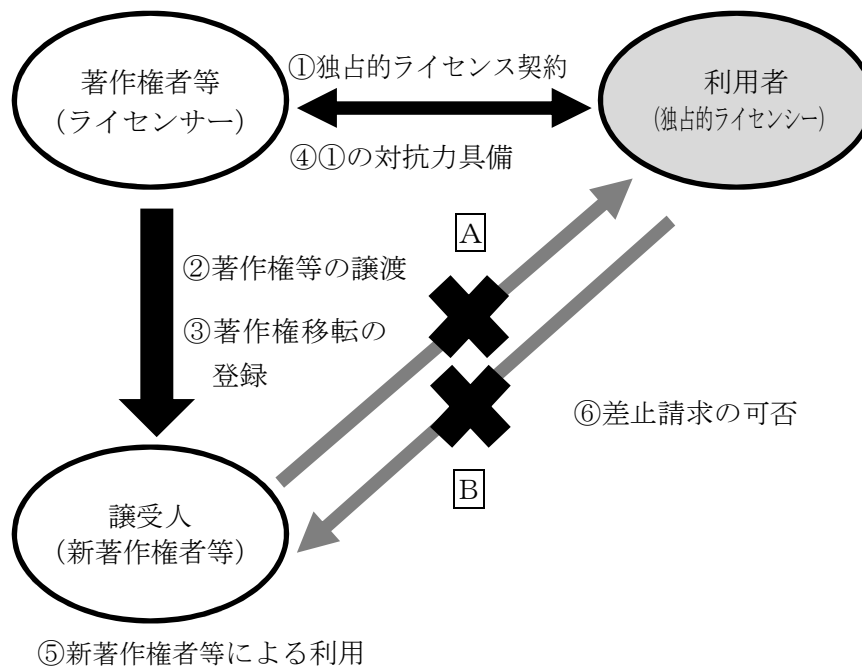
5. その他

- 刑事罰（第119条）等、個別の関連規定における取扱いにおいて独占的利用許諾構成と出版権的構成で違いが生じる点はないか。
- その他、世の中の受け止め方や実務的な影響において、違いがあるか。制度としての理解しやすさや使いやすさ、実務上の混乱を招かないか等の観点から独占的利用許諾構成と出版権的構成の違いをどのように考えるか。

² 議論の詳細は、参考資料3－1の著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究報告書（平成30年3月）12～18頁、参考資料6の文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）114～126頁を参照。

³ 令和2年度審議経過報告書23頁

○独占的利用許諾構成の場合



- ① 著作権者等（ライセンサー）と利用者（独占的ライセンシー）が独占的ライセンス契約を締結
- ② ライセンサーが譲受人（新著作権者等）に著作権等を譲渡
- ③ 新著作権者等が②による著作権等の移転を登録（当該移転につき対抗力具備）
- ④ 独占的ライセンシーが①の独占的ライセンスの独占性について対抗力を具備
- ⑤ 新著作権者等が①の独占的ライセンスの範囲内で当該著作物等を利用
- ⑥ 差止請求の可否

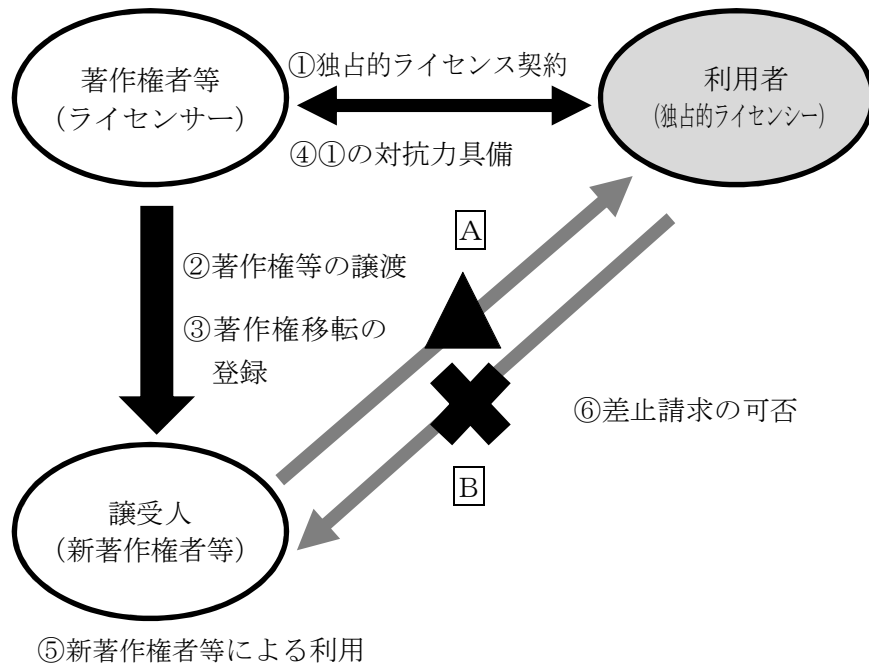
A 新著作権者等から独占的ライセンシーに対する差止請求は不可

⇒新著作権者等が著作権等の移転についての対抗力を具備する前に、独占的ライセンシーが利用権に係る当然対抗制度によって利用権の対抗力を具備しているため

B 独占的ライセンシーから新著作権者等に対する差止請求は不可

⇒独占的ライセンシーが独占性の対抗力を具備する前に、新著作権者等が著作権等の移転について対抗力を具備しているため

○出版権的構成の場合



- ① 著作権者等（ライセンサー）と利用者（独占的ライセンシー）が独占的ライセンス契約を締結
- ② ライセンサーが譲受人（新著作権者等）に著作権等を譲渡
- ③ 新著作権者等が②による著作権等の移転を登録（当該移転につき対抗力具備）
- ④ 独占的ライセンシーが①の独占的ライセンス（利用権と独占性が一体となった独占的利用権）について対抗力を具備
- ⑤ 新著作権者等が①の独占的ライセンスの範囲内で当該著作物等を利用
- ⑥ 差止請求の可否

A 新著作権者等から独占的ライセンシーに対する差止請求は原則として可

⇒独占的ライセンシーが独占的ライセンス（利用権＋独占性）の対抗力を具備する前に、新著作権者等が著作権移転の対抗力を具備しているため。ただし、①の時点で、独占的ライセンスとは別に明示又は黙示の利用許諾がなされていると解される場合は不可⁴。

B 独占的ライセンシーから新著作権者等に対する差止請求は不可

⇒独占的ライセンシーが独占的ライセンス（利用権＋独占性）の対抗力を具備する前に、新著作権者等が著作権等の移転について対抗力を具備しているため

⁴ 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）146～147頁において、出版権と利用権の当然対抗制度との関係に関し、同様の整理をしている。